

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和3年度予算額 125億円【復興】

資料4

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和3年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
 - ・住宅・生活再建支援
 - ・「心の復興」
 - ・高齢者等日常生活サポート
 - ・コミュニティ形成支援
 - ・県外避難者支援
 - ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

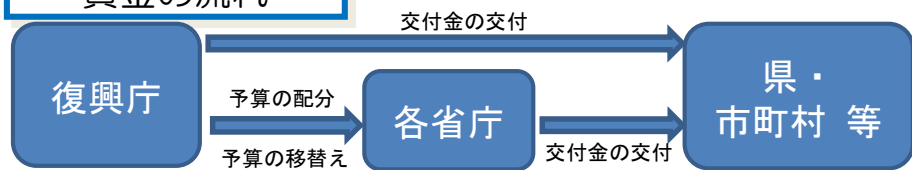
V. 被災者の心のケア支援

- ⑤被災者の心のケア支援事業

VI. 子どもに対する支援

- ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

県外避難者支援事業

【被災者支援総合事業⑥】

趣 旨

- 避難生活が長期化する中で、県外避難者等の帰還・生活再建を円滑に進めるため、相談支援・情報提供の取組について重点的な支援を図る。

事業の概要

- 「生活再建支援拠点」の設置等
 - ・ 県外避難者が身近な場所で相談できる「生活再建支援拠点」の設置（令和3年度 26拠点）
 - ・ 県外避難者の帰還・生活再建に係る支援策の情報提供、相談会・交流会の開催 等
- 県外の避難者支援団体の活動支援（令和3年度 48団体）
 - ・ 県外避難者への相談、見守り等を行う支援団体に対して活動経費を助成
 - ・ 県外避難者に対し、福島県の現状を伝える交流会や、福島県内の支援団体との交流会の開催 等

（※いずれも福島県事業）

避難先（福島県外）

支援団体



県外避難者

① 日常的な相談支援活動の実施

② 県外避難者に対し、帰還者が福島県の現状を伝える交流会等の開催

③ 帰還や生活再建に係る相談会、交流会の開催

避難元（福島県内）

支援団体



県外避難者

福島県内で開催する福島県内の避難者支援団体との交流会等の開催

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

（2）原子力災害被災地域

③ 帰還・移住等の促進、生活再建等

- 心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、事業の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元及び避難先の地方公共団体等による丁寧な支援を継続する。